

電 気 工 事 業 申 請 の 手 引

大阪府危機管理室消防保安課

＜電気工事業の申請手引目次＞

I 法律の概要

- | | | | |
|---|-------------|------|----|
| 1 | 用語の定義 | ・・・P | 4 |
| 2 | 電気工事業法の適用範囲 | ・・・P | 7 |
| 3 | 登録・通知又は届出 | ・・・P | 8 |
| 4 | 登録の有効期間 | ・・・P | 9 |
| 5 | 電気工事業者の義務 | ・・・P | 9 |
| 6 | 報告及び検査 | ・・・P | 11 |
| 7 | 登録の拒否 | ・・・P | 11 |
| 8 | 罰則 | ・・・P | 12 |
| 9 | 参考 | ・・・P | 12 |

II 登録・届出・通知の手続き方法

- | | | | |
|---|----------------|------|----|
| ◎ | 電気工事業者の登録申請先区分 | ・・・P | 13 |
|---|----------------|------|----|

《登録電気工事業者》

- | | | | |
|---|-----------------------|------|----|
| 1 | 新規登録申請 | ・・・P | 13 |
| 2 | 更新登録申請 | ・・・P | 14 |
| 3 | 登録事項の変更届 | ・・・P | 15 |
| 4 | 承継届 | ・・・P | 16 |
| 5 | 登録証の再交付申請 | ・・・P | 17 |
| 6 | 廃止届 | ・・・P | 17 |
| 7 | 電気工事業者登録簿の謄本交付又は閲覧の請求 | ・・・P | 17 |
| 8 | 登録行政庁の変更 | ・・・P | 17 |

《みなし登録電気工事業者》

- | | | | |
|---|-----------------------|------|----|
| 1 | 電気工事業開始届 | ・・・P | 18 |
| 2 | 届出事項の変更届（電気工事業に係る変更届） | ・・・P | 19 |
| 3 | 廃止届 | ・・・P | 20 |
| 4 | みなし登録電気工事業者に関する証明 | ・・・P | 20 |

《通知電気工事業者・みなし通知電気工事業者》

- | | | | |
|---|----------------------------|------|----|
| 1 | 自家用電気工作物のみに係る電気工事業の開始通知 | ・・・P | 21 |
| 2 | 通知事項の変更通知 | ・・・P | 21 |
| 3 | 通知事項の廃止通知 | ・・・P | 22 |
| 4 | 通知電気工事業者・みなし通知電気工事業者に関する証明 | ・・・P | 22 |

III Q&Aコーナー

IV 申請書類について

- | | |
|------|----|
| ・・・P | 23 |
| ・・・P | 27 |

申請書一覽

申請書様式	様式番号	登録区分	手続	様式頁数
登録電気工事業者 登録申請書	様式第1 (第2条)	登録	P13	P28
誓約書(個人用)	例示1	共通 (添付)	—	P29
誓約書(法人用)	例示2	共通 (添付)	—	P30
主任電気工事士等 実務経験証明書	例示3	登録・みなし (添付)	—	P31
雇用証明書	例示4	登録・みなし (添付)	—	P32
誓約書 (登録証返納用)	例示5	登録 (添付)	—	P33
登録電気工事業者 更新登録申請書	様式第2 (第2条)	登録	P14	P34
登録事項等変更届出書	様式第11 (第7条)	登録	P16	P35
登録電気工事業者 承継届出書	様式第6 (第6条)	登録	P16	P36
電気工事業譲渡証明書	様式第8 (第6条)	登録	P16	P37
登録電気工事業者 相続同意証明書	様式第9 (第6条)	登録	P16	P38
登録電気工事業者 相続証明書	様式第10 (第6条)	登録	P16	P39
登録証再交付申請書	様式第13 (第9条)	登録	P17	P40
電気工事業廃止届出書	様式第12 (第8条)	登録	P17	P41
電気工事業開始届出書	様式第18 (第24条)	みなし登録	P18	P42
電気工事業に係る 変更届出書	様式第19 (第25条)	みなし登録	P19	P43
電気工事業廃止届出書	様式第20 (第25条)	みなし登録	P20	P44

申請書様式	様式番号	登録区分	手続	様式頁数
登録行政庁変更届出書	様式第5 (第5条)	登録	電気工事業法 第8条第3項 参照	P45
登録電気工事業者登録簿 謄本交付(閲覧)請求書	様式第14 (第10条)	登録	P17	P46
電気工事業の届出に関する 証明願	—————	みなし登録	P20	P47
電気工事業開始通知書	※様式第14の2 (第10条の2)	通知	P21	に大 掲阪 載府 しホ てー いム ます ーシ (案内 番号 1292)
通知事項変更通知書	※様式第14の4 (第10条の4)	通知	P21	
通知行政庁変更通知書	※様式第14の3 (第10条の3)	通知	電気工事業法 第17条の2第2項 又は第3項 参照	
電気工事業廃止通知書	※様式第14の5 (第10条の5)	通知	P22	
電気工事業開始通知書	※様式第21 (第26条)	みなし通知	P21	
電気工事業に係る 変更通知書	※様式第22 (第27条)	みなし通知	P21	
電気工事業廃止通知書	※様式第23 (第27条)	みなし通知	P22	
電気工事業の通知に関 する証明願	—————	通知 みなし通知	P22	

(注) 様式番号の下は「電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則の条項

これらの様式はすべて大阪府ホームページ(申請・届出等のご案内)からダウンロードすることができます。(※の様式は本書に掲載していません)

《申請窓口》

〒531-0074

大阪府電気工事工業組合 免状交付・業登録センター

(住所) 大阪市北区本庄東2丁目3-38 大阪府電気工事技術会館2階

(電話) 06-6225-8192 (FAX) 06-6225-8193

※申請窓口変更のお知らせ

令和8年4月1日からは新しい窓口となります。

新しい窓口については、以下の大阪府ホームページをご確認ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o020100/hoantaisaku/denki_sinsei/index.html

I 法律の概要

電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「電気工事業法」という。）

この法律は、電気工事業を営む者の登録等とその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、もって一般用電気工作物等、自家用電気工作物の保安が確保されることを目的としています。

1 用語の定義

(1) 一般用電気工作物等とは

- ① 他から600V以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電した電気を使用するもので、受電のための引込線以外の電線路によって構外にある他の電気工作物と電氣的に接続されていないものです。
- ② 構内に設置する小出力発電設備で、発電に係る電気を600V以下の電圧で他の者が、その構内において受電するための電線路以外の電線路によって構外にある他の電気工作物と電氣的に接続されていないものです。

一般用電気工作物に設置される小出力発電設備は、次の一～四に掲げるものを言います。ただし、これらの4種類のいずれかを組み合わせて設置したときの出力の合計が50kW以上となる場合は、小出力発電設備の対象外です。

- | |
|--|
| 一 太陽電池発電設備であって出力50kW未満のもの |
| 二 風力発電設備であって出力20kW未満のもの |
| 三 水力発電設備であって出力10kW未満のもの
(ダムを伴うものを除く。) |
| 四 内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力10kW未満のもの |

(2) 事業用電気工作物とは

一般用電気工作物等以外の電気工作物をいい、電力会社が電力供給のために設置する発電、送電、配電などの電気工作物（ダム、水路、貯水池などを含む。）及び自家用電気工作物をいいます。

(3) 自家用電気工作物とは

電気事業用電気工作物及び一般用電気工作物等以外の電気工作物をいいます。

電気工事業法及び電気工事士法の規制対象となるのは右図  の範囲であり、最大電力500kW以上の自家用電気工作物は対象外となりますので注意してください。

(4) 電気工事とは

この法律において「電気工事」とは電気工事士法第2条第3項で規定する一般用電気工作物等又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいいます。ただし、次に定める軽微な工事を除きます。

- ① 電圧600V以下で使用する差込み接続器、ねじ込み接続器ソケット、ローゼットその他の接続器又は電圧600V以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事
- ② 電圧600V以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ。）又は電圧600V以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ。）をねじ止めする工事
- ③ 電圧600V以下で使用する電力量計若しくは電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事
- ④ 電鈴、インターホーン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器（二次電圧が36V以下のものに限る。）の二次側の配線工事
- ⑤ 電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置、又は変更する工事
- ⑥ 地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事

電気工作物の種類と電気工事士免状別の電気工事の範囲

電 気 工 作 物				
事業用電気工作物			一般用電気工作物等	
電気事業者の発 電気工作物	自家用電気工作物			
電気事業者の発 電所、変電所、 送電線路、配電 線路など	工場等の 需要設備 以外の発 電所変電 所、など	需 要 設 備		一般住宅や小規模な店 舗、事業所等の電圧 600V以下で受電す る場所の配線や電気設 備など
		最大電力 500kW以 上のもの	最大電力 500kW未 満 のもの	
※ 電気工事士法 電気工事の作業に従事する方の資格と その義務を定め、電気工事の欠陥による 災害の発生の防止に寄与することを目的 としています。 電気工事の種類によって、右のとおり 資格が必要です。			第一種 電気工事士 簡易電気工事 （電圧600V以 下の電気工事） 認定電気工事 従事者	

【参考】電気工事士等の従事範囲の詳細については下記のとおりです。

出典：経済産業省ウェブサイト（[PowerPoint プレゼンテーション](#)）を加工して作成

電気工事士等の従事範囲

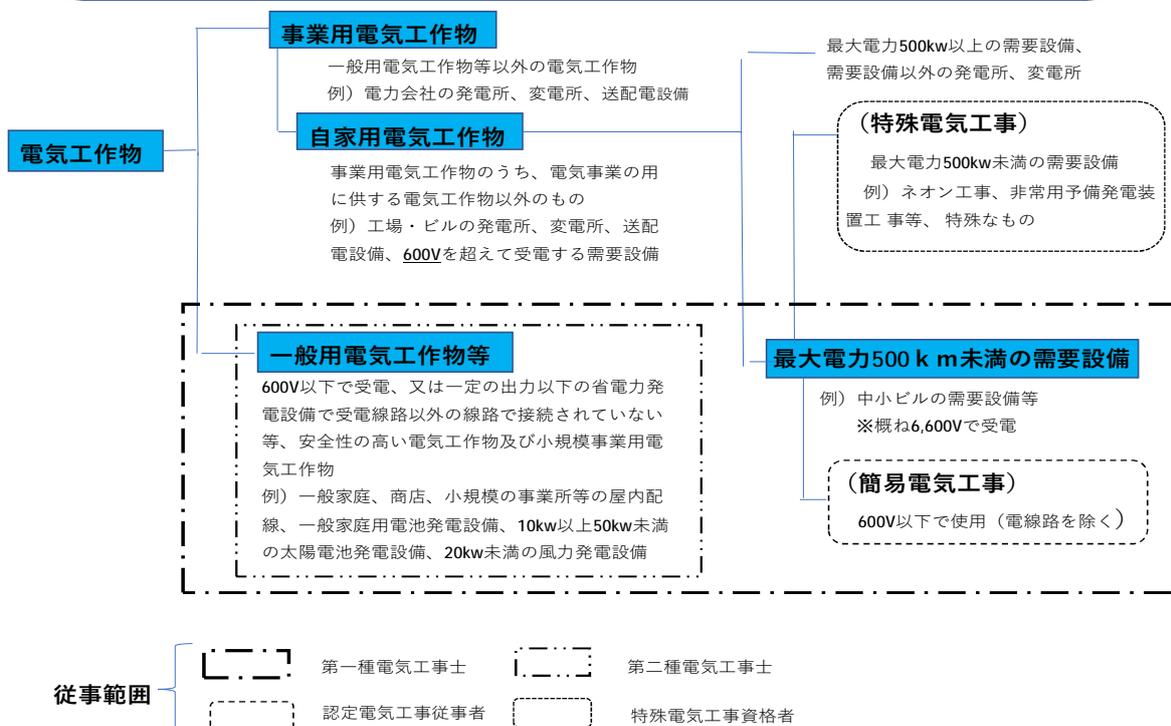
電気工事士法

第三条 第一種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第一種電気工事士」という。）でなければ、自家用電気工作物に係る電気工事（第三項に規定する電気工事を除く。第四項において同じ。）の作業（自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。

2 第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第二種電気工事士」という。）でなければ、一般用電気工作物等に係る電気工事の作業（一般用電気工作物等の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。）に従事してはならない。

3 自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める特殊なもの（以下「特殊電気工事」という。）については、当該特殊電気工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者（以下「特種電気工事資格者」という。）でなければ、その作業（自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。

4 自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める簡易なもの（以下「簡易電気工事」という。）については、第一項の規定にかかわらず、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定電気工事従事者」という。）は、その作業に従事することができる。



注) 電気工事士が従事する範囲外は、電気主任技術者の監督の下で工事が実施される。

資格名	従事することのできる電気工事
第一種電気工事士	最大電力500kW未満の需要設備及び一般電気工作物等の電気工事（ネオン用の設備及び非常用予備発電装置の電気工事を除く）
第二種電気工事士	一般用電気工作物等の電気工事
認定電気工事従事者	最大電力500kW未満の需要設備のうち600V以下で使用する電気工作物（例えば高圧で受電し低圧に変換されたあとの100V又は200Vの配線、負荷設備等）の電気工事
特殊電気工事資格者	最大電力500kW未満の需要設備のうち、ネオン用の設備又は非常用予備発電装置の電気工事

2 電気工事業法の適用範囲

電気工事業法は、一般用電気工作物等及び最大電力500kW未満の自家用電気工作物を取り扱う電気工事業者に適用されます。

この法律において電気工事業とは、電気工事を業としているという狭い意味ではなく（つまり、有償・無償は問わない）反復・継続して他の者から依頼を受けた電気工事を実施する場合をいいます。

（電気工事士免状を有する者が、自宅の電気工事を行う場合等は、この法律の電気工事業には該当しません。）

具体的には、次に掲げる者はこの法律でいう電気工事業を営む者に該当しないので、後述の登録・通知・届出は必要としません。

（家庭用エアコンの工事の場合は作業によって資格等の要否が異なるので、P12「9 参考」をご確認ください。）

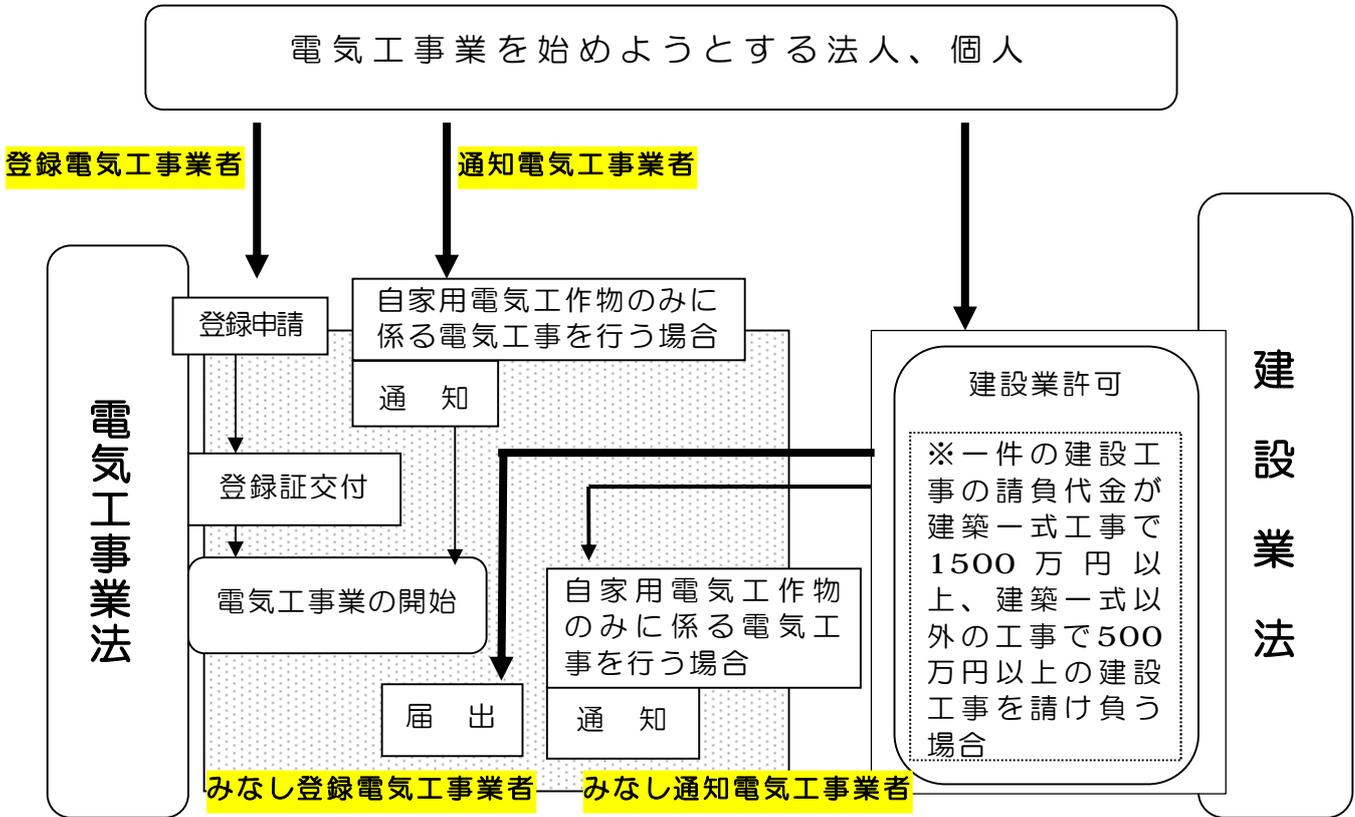
- (1) 請け負った電気工事の施工をすべて他の者に下請けさせて、自らその電気工事を行わない場合。
- (2) 家庭用電気機械器具の販売事業者で、使用電圧が200V未満の家庭用電気機械器具（ラジオ、テレビ、扇風機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、電気コンロ、電子レンジ、電気アイロン、電気ストーブ、電気こたつ、電気スタンド、白熱電灯、放電灯〔安定器、変圧器別置のものを除く。〕その他これらに類するもの）の販売に伴い、その器具の専用コンセントの取付等を販売した者自ら行う電気工事で次に掲げる電気工事以外の電気工事のみ行う者。

（注意：電気工事業法の規制は受けませんが、電気工事士法の規制を受けます。）

- ① 幹線（引込口から分岐過電流保護器に至る配線のうち、分岐回路の分岐点より電源側の部分をいう）の設置又は変更の工事
 - ② 分岐回路（幹線から分岐して分岐過電流保護器を経て負荷に至る配線をいう。）の設置工事
 - ③ 分岐回路に設置されている分岐過電流保護器の容量変更を伴う工事
 - ④ 屋側、屋外配線に係る工事
- (3) 住宅メーカーが、アフターサービスとして行う電気工事

3 登録・通知又は届出

電気工事業を営もうとする者は、都道府県知事又は経済産業大臣へ登録、通知又は届出しなければなりません。登録、通知又は届出の区分は、施工する電気工作物の種類と建設業許可の有無により区別されています。（区分についてはP 13参照）



区分	概要
登録電気工事業者	建設業法に基づく許可を受けずに電気工事業（自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営む者を除く）を営む場合は登録が必要であり、この登録を行った者を登録電気工事業者とといいます。
みなし登録電気工事業者	建設業法に基づく許可を受け、電気工事業（自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営む者を除く）を開始した者は、登録電気工事業者とみなして電気工事業法が適用されます。 業務開始後、遅滞なく届出を行う必要があります、この届出を行った者をみなし登録電気工事業者とといいます。
通知電気工事業者	建設業法に基づく許可を受けずに、自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営もうとする場合は通知が必要であり、この通知を行った者を通知電気工事業者とといいます。
みなし通知電気工事業者	建設業法に基づく許可を受け、自家用電気工作物のみに係る電気工事業を開始した場合は、通知電気工事業者とみなして電気工事業法が適用されます。 業務開始後、遅滞なく通知を行う必要があります、この通知を行った者をみなし通知電気工事業者とといいます。

4 登録の有効期間

登録の有効期間は、5年です。

登録期間の満了後も引続き電気工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければなりません。（登録電気工事業者で有効期限を超過した者は、廃止とみなします。）

5 電気工事業者の義務

電気工事業を営む者には、次のような義務が課せられます。

(1) 主任電気工事士の設置とその職務

一般用電気工作物等に係る電気工事を行う営業所ごとに設置し、作業を管理させるため主任電気工事士を置かなければなりません。

なお、営業所ごとに「専任」の主任電気工事士を置く必要があるため、他の営業所または他の登録電気工事業者の営業所の主任電気工事士を兼務することはできません。

主任電気工事士の職務は、危険及び障害が発生しないよう作業管理を誠実に行うことであり、その作業に従事する者は、主任電気工事士の指示に従わなければなりません。また、主任電気工事士が欠けた場合は2週間以内に後任を選任しなければなりません。主任電気工事士の要件は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の免状の交付日以後3年以上の実務経験を有する第二種電気工事士です。

なお、第二種電気工事士免状を所持し、認定電気工事従事者認定証を取得されている方は、電気工事業の申請時に届け出ることで、600V以下の自家用電気工作物の作業も行うことができます。

(2) 測定器具の備付け

電気工事業を営む者は、営業所ごとに次の器具を備えなければなりません。

一般用電気工作物等の 工事のみを行う営業所	① 回路計 (抵抗、交流電圧測定可能なもの) ② 絶縁抵抗計 ③ 接地抵抗計
一般用電気工作物等・ 自家用電気工作物の工 事を行う営業所	① 回路計 (抵抗、交流電圧測定可能なもの) ② 絶縁抵抗計 ③ 接地抵抗計 ④ 低圧検電器 ⑤ 高圧検電器 ⑥ 継電器試験装置 ⑦ 絶縁耐力試験装置 (⑥及び⑦の試験装置の備付けは、必要な時に使用できる よう措置が講じられていることも含む。)

(3) 標識の掲示

営業所及び2日以上にわたり電気工事を行う施工場所ごとに、電気工事業者であることの標識を掲げなければなりません。

登録電気工事業者

みなし登録電気工事業者

25 cm 以上	登録電気工事業者登録票	
	登録番号	
	登録の年月日	
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	営業所の名称	
	電気工事の種類	
	主任電気工事士等の氏名	
35 cm以上		

25 cm 以上	登録電気工事業者届出済票	
	届出先	
	届出の年月日	
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	営業所の名称	
	電気工事の種類	
	主任電気工事士等の氏名	
35 cm以上		

(備考) 各営業所の名称及び主任電気工事士等の氏名は、これを掲示する営業所に係るものに限る。

通知電気工事業者

みなし通知電気工事業者

通知電気工事業者通知票	
通知先	
通知の年月日	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	

通知電気工事業者通知済票	
通知先	
通知の年月日	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	

(備考) 営業所の名称は、これを掲示する営業所に係るものに限る。

(4) 帳簿の備付け

営業所ごとに次の事項を記載した帳簿を備え、5年間保存しなければなりません。

- ① 注文者の氏名又は名称及び住所
- ② 電気工事の種類及び施工場所
- ③ 施工年月日
- ④ 主任電気工事士等及び作業者の氏名
- ⑤ 配線図
- ⑥ 検査結果

(5) 電気用品の使用の制限

電気用品安全法に定める所定の表示が付されている電気用品でなければ電気工事に使用できません。

(6) 電気工事の従事制限

- ① 第一種電気工事士でない者を自家用電気工事の作業に従事させてはなりません。
- ② 第一種電気工事士又は第二種電気工事士でない者を一般用電気工事の作業に従事させてはなりません。
- ③ 特殊電気工事資格者でない者を特殊電気工事の作業に従事させてはなりません。
- ④ 認定電気工事従事者でない者を自家用電気工作物の簡易な電気工事に従事させてはなりません。
- ⑤ 電気工事を、電気工事業法にいう「電気工事業を営む電気工事業者」でない者に請け負わせてはなりません。

6 報告及び検査

経済産業省、同省中部近畿産業保安監督部近畿支部又は大阪府の職員が、電気工事業者の営業所及び電気工事の施工場所等に立ち入り、関係書類等の検査をし、関係事項について報告を求めることがあります。

7 登録の拒否

登録申請者が下記の要件に一つでも該当する場合、または登録申請書及び添付書類に虚偽の記載もしくは記載が欠けているときはその登録を拒否します。

- (1) 電気工事業法、電気工事士法、電気用品安全法に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- (2) 電気工事業法による登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過していない者。
- (3) 電気工事業法による登録を受けた法人でこの法律により登録を取り消された場合において、その取り消し日前30日以内にその法人の役員であり、その処分のあった日から2年を経過していない者。
- (4) 電気工事業法により業務の停止を命じられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止し停止の期間を経過していない者。
- (5) 法人の場合は、その役員のすべてが、前(1)から(4)に該当していないこと。

※ 営業所とは、

電気工事の施工の管理を行う店舗であり、本店、支店、営業所、出張所等の名称を問いません。（電気工事の契約の締結、経営管理等のみを行い、具体的な電気工事の施工に関する管理をすべて下部組織等に行わせているような本店等は、営業所に該当しません。）

8 罰 則

次の場合には、1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処せられ又は併科されま

- ① 登録を受けないで電気工事業を営んだ。
- ② 不正の手段により登録を受けた。
- ③ 登録要件が欠けたとき、もしくは規定の届出をしなかった等による事業停止命令に違反した。

その他、この法律で定める諸規定に違反した場合は、それぞれ罰則の適用を受けます。

9 参 考

家庭用エアコン設置・修理工事に伴う電気工事士法・電気工事業法の規制概要の詳細は下記のとおりです。

家庭用エアコン(100V・200V級)設置・修理工事に伴う電気工事士法・電気工事業法の規制概要

作業内容	法令上の区分	電気工事士資格	電気工事業登録
① エアコン室外機を設置する作業(床等への据付けのみ、電氣的作業を伴わないもの)	法の対象外	不要	不要
② エアコン室内機を設置する作業(室内壁等への固定、電氣的作業を伴わないもの)	法の対象外	不要	不要
③ エアコン室外機及び室内機の接続端子に内外接続線を差し込む作業 (省令第2条第1項第1号)	「電気工事(軽微な作業)」	不要	必要
④ 内外接続電線を壁に固定する作業 (省令第2条第1項第1号)	電線を保持・保護する機能や目的を持たない化粧カバー等を設置する作業	「電気工事」ではない	不要
	冷媒配管やドレンホース等と共に内外接続電線を化粧テープ、絶縁ビニールテープを巻き付けて一体化させた上で、壁などに固定する作業	「電気工事(軽微な作業)」	不要
	内外接続電線を直接壁などに固定する作業	「電気工事」	必要
⑤ 内外接続電線が造営物を貫通する部分に防護装置を取り付ける作業 (省令第2条第1項第1号)	内外接続電線等が造営物を貫通する部分に、樹脂製(金属製以外)の防護装置を取り付ける作業	「電気工事(軽微な作業)」	不要
	内外接続電線等が造営物を貫通する部分に、金属製の防護装置を取り付ける作業	「電気工事」	必要
⑥ 内外接続電線を防護装置の中に通す作業 (省令第2条第1項第1号)	作業後の電線の損傷状況が容易に確認できる場合における、防護装置の中に内外接続電線(ドレンホース等と一体化したものを含む)を通す作業	「電気工事(軽微な作業)」	不要
	壁が厚い等、作業後の電線の損傷状況が容易に確認できない場合における、防護装置の中に内外接続電線(ドレンホース等と一体化したものを含む)を通す作業	「電気工事」	必要
⑦ 接地線に関する作業 (省令第2条第1項第1号、第2項第1号)	エアコンの電源プラグをコンセントに差し込む作業	「電気工事」ではない	不要
	接地極付コンセント(穴が3つあるコンセント)に3本足のプラグを差し込む作業	「電気工事(軽微な作業)」	不要
	エアコンに接地線を接続する作業 接地線を接地端子(アースターミナル)に接続する作業 接地線相互を接続(継ぎ足し)する作業 接地線を接地極に接続する作業 接地極を地面に埋設する作業	「電気工事」	必要
⑧ 内外接続電線相互の接続 (省令第2条第1項第1号)	「電気工事」	必要	必要
⑨ その他必要に応じて発生する電氣的作業 (省令第2条第1項第1号)	コンセント設置・取替・増設する作業 専用回路の敷設作業 電圧を切替える作業(100V→200V) ブレーカーを交換する作業、等	「電気工事」	必要
⑩ ドレンホースの接続作業	法の対象外	不要	不要
⑪ 冷媒配管の接続作業	法の対象外	不要	不要

引用：家庭用エアコンの設置・修理について（経済産業省）

Ⅱ 登録・届出・通知の手続き方法

◎ 電気工事業者の登録申請先区分

電気工事業を営もうとする者は、次表の区分により申請・届出をしなければなりません。

営業所の設置区分		登録の主体
ア	一の都道府県の区域のみに営業所を設置しようとする者	都道府県知事
イ	二以上の都道府県の区域内に営業所を設置しようとする者	一の産業保安監督部内の場合 産業保安監督部長
		二以上の産業保安監督部の区域にまたがる場合 経済産業大臣

なお、電気工事業開始届及び開始通知の場合も、同様の区分により届出、通知が必要です。
《登録電気工事業者》

1 新規登録申請

(1) 個人の場合

申請者が主任電気工事士の要件を満たす場合 P9参照	主任電気工事士を雇用する場合
・登録申請書 <様式第1> P 28	・登録申請書 <様式第1> P 28
・誓約書 (例示1) P 29	・誓約書 (例示1) P 29
<第一種電気工事士免状の場合> ・第一種電気工事士免状の写し (講習受講記録を含む*1) <第二種電気工事士免状の場合> ・第二種電気工事士免状の写し ・主任電気工事士等実務経験証明書 (例示3) P 31 *3年以上の実務経験 (・認定電気工事従事者認定証の写し*2)	<第一種電気工事士免状の場合> ・第一種電気工事士免状の写し (講習受講記録を含む*1) <第二種電気工事士免状の場合> ・第二種電気工事士免状の写し ・主任電気工事士等実務経験証明書 (例示3) P 31 *3年以上の実務経験 (・認定電気工事従事者認定証の写し*2)
	・主任電気工事士の雇用(在職)証明書 (例示4) P 32
・手数料 22,000円	・手数料 22,000円

(2) 法人の場合

申請者(役員のいずれかの方)が主任電気工事士の要件を満たす場合 P9参照	主任電気工事士を雇用する場合
・登録申請書 <様式第1> P 28	・登録申請書 <様式第1> P 28
・誓約書 (例示2) P 30	・誓約書 (例示2) P 30
・登記事項証明書(3カ月以内)	・登記事項証明書(3カ月以内)
<第一種電気工事士免状の場合> ・第一種電気工事士免状の写し (講習受講記録を含む*1) <第二種電気工事士免状の場合> ・第二種電気工事士免状の写し ・主任電気工事士等実務経験証明書 (例示3) P 31 *3年以上の実務経験 (・認定電気工事従事者認定証の写し*2)	<第一種電気工事士免状の場合> ・第一種電気工事士免状の写し (講習受講記録を含む*1) <第二種電気工事士免状の場合> ・第二種電気工事士免状の写し ・主任電気工事士等実務経験証明書 (例示3) P 31 *3年以上の実務経験 (・認定電気工事従事者認定証の写し*2)
	・主任電気工事士の雇用(在職)証明書 (例示4) P 32
・手数料 22,000円	・手数料 22,000円

※1主任電気工事士等が第一種電気工事士で講習を受講していない場合、登録できないことがあります。

※2主任電気工事士が第二種電気工事士で認定電気工事従事者認定証を取得されている場合は、認定証のコピーを添付することで600V以下の自家用電気工作物の作業を行うことができます。

2 更新登録申請

電気工事業法に基づく登録の有効期間は5年です。引き続き電気工事業を営もうとする登録電気工事業者は、登録の有効期間満了までに下記の更新の登録申請をしなければなりません。

なお、有効期間を経過した場合は廃止とみなし、新規登録が必要となりますので、早めに申請を行ってください。大阪府では、更新の登録申請は、有効期間満了の日の2ヶ月前から受付を行っています。

個人の場合	法人の場合
・更新登録申請書 <様式第2> P 34	・更新登録申請書 <様式第2> P 34
・誓約書 (例示1) P 29	・誓約書 (例示2) P 30
_____	・登記事項証明書 (3カ月以内)
・主任電気工事士等の電気工事士免状の写し (第一種電気工事士の場合、講習受講記録を含む ^{※1}) (・認定電気工事従事者認定証の写し ^{※2})	・主任電気工事士等の電気工事士免状の写し (第一種電気工事士の場合、講習受講記録を含む ^{※1}) (・認定電気工事従事者認定証の写し ^{※2})
<主任電気工事士を雇用している場合> ・主任電気工事士の雇用(在職)証明書 (例示4) P 32	<主任電気工事士を雇用している場合> ・主任電気工事士の雇用(在職)証明書 (例示4) P 32
・登録証 ≪紛失の場合は、発見時には返納する旨の誓約書(例示5) P 33を添付して下さい≫	・登録証 ≪紛失の場合は、発見時には返納する旨の誓約書(例示5) P 33を添付して下さい≫
・手数料 12,000円	・手数料 12,000円

※1主任電気工事士等が第一種電気工事士で講習を受講していない場合、更新できないことがあります。

※2認定電気工事従事者認定証にて自家用電気工作物の作業を行っている場合は、認定証の写しの添付が必要です。

(注) みなし登録電気工事業者、みなし通知電気工事業者は、建設業許可を更新するたびに変更届(通知)を提出する必要があります。遅滞なく届出を提出してください。

3 登録事項の変更届

登録電気工事業者は、登録申請書の記載事項に変更があった場合は遅滞なく（変更のあった日から30日以内）次表による届出をしなければなりません。

なお、主任電気工事士の選任は、2週間以内に行うこととなっています。

◎申請書類……登録事項等変更届出書：《様式第11》 P 35 と下記添付書類

◎手数料（2,200 円）は申請窓口で納付してください。

【登録事項変更届一覧】

	変更内容	必要な添付書類	手数料
1	申請者の氏名（個人）又は名称（法人）の変更	<個人の場合> ・登録証 ・戸籍抄本の写し、住民票の写し等、変更前後の内容が確認できる書類 <法人の場合> ・登録証 ・登記事項証明書等の写し ※承継届による変更の場合、上記の添付書類不要	必要
2	法人の代表者、役員の変更	・誓約書（例示2）P 30 ・登記事項証明書等の写し	不要
3	申請者の住所（個人）又は本店(社)所在地※（法人）の変更 ※登記簿上の所在地	<個人の場合> ・登録証 <法人の場合> ・登記事項証明書の写し ・登録証	必要
4	営業所の所在地の変更	・添付書類不要	不要
5	営業所の名称の変更	・添付書類不要	不要
6	行う電気工事の種類の変更	・登録証 ・主任電気工事士等の免状の写し（第一種電気工事士の場合、講習受講記録を含む※ ¹ ） （・認定電気工事従事者認定証の写し※ ² ）	必要
7	主任電気工事士等の免状の種類の変更	・主任電気工事士等の免状の写し（第一種電気工事士の場合、講習受講記録を含む※ ¹ ）	不要
8	主任電気工事士等の変更	・誓約書（個人の場合：例示1）P 29 （法人の場合：例示2）P 30 <主任電気工事士が第一種電気工事士の場合> ・第一種電気工事士免状の写し（講習受講記録を含む※ ¹ ） <主任電気工事士が第二種電気工事士の場合> ・第二種電気工事士免状の写し ・主任電気工事士等実務経験証明書（例示3）P 31 * 3年以上の実務経験 （・認定電気工事従事者認定証の写し※ ² ） <主任電気工事士を雇用している場合> ・主任電気工事士の雇用(在職)証明書（例示4）P 32	不要

※1主任電気工事士等が第一種電気工事士で講習を受講していない場合、変更できないことがあります。

※2主任電気工事士が認定電気工事従事者認定証を取得され、600V以下の自家用電気工作物の作業を行うことを希望される場合は、「6. 行う電気工事の種類の変更」の手続きをしてください。

4 承継届

電気工事業を譲渡又は相続により承継する場合は、承継のあった日から30日以内に、下記による届出をしなければなりません。

◎承継に伴い変更が生じますので、この承継届とは別に変更届も必要です。(P15参照)

譲 渡 に よ る 承 継	相 続 に よ る 承 継
<ul style="list-style-type: none"> 電気工事業者承継届出書 《様式第6》P 36 	<ul style="list-style-type: none"> 電気工事業者承継届出書 《様式第6》P 36
<ul style="list-style-type: none"> 電気工事業譲渡証明書 《様式第8》P 37 	<ul style="list-style-type: none"> ※①登録電気工事業者相続同意証明書 《様式第9》P 38 又は ※②登録電気工事業者相続証明書 《様式第10》P 39
<ul style="list-style-type: none"> 誓 約 書 (個人の場合：例示1) P 29 (法人の場合：例示2) P 30 	<ul style="list-style-type: none"> 誓 約 書 (例示1) P 29
<法人への承継の場合> <ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書(3ヶ月以内) 	<ul style="list-style-type: none"> 戸 籍 謄 本 (3ヶ月以内で被相続人のもの)
<ul style="list-style-type: none"> 登 録 証 	<ul style="list-style-type: none"> 登 録 証
(注意) <ul style="list-style-type: none"> ①個人から法人、又は法人から個人へは譲渡による承継となります。 ②有限会社から株式会社、又は株式会社から有限会社への組織変更の場合は変更届での申請となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ※①被相続人の配偶者及び子のうち、承継者以外に相続人がいる場合 《様式第9》P 38 を使用してください。 ※②被相続人の配偶者及び子のうち、承継者以外に相続人がいない場合 《様式第10》P 39 を使用してください。

※合併による承継の場合は下記の書類をご提出ください。

- 電気工事業者承継届出書(様式第6)
 - 誓約書(個人の場合：例示1、法人の場合：例示2)
 - 登記事項証明書(3ヶ月以内)
 - 登録証
- *この承継届とは別に変更届も必要です。

みなし登録電気工事業者、通知電気工事業者、みなし通知電気工事業者については、承継の適用はありません。それぞれ新規の届出又は通知が必要となります。

5 登録証の再交付申請

登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、再交付の申請をすることができます。

- 登録証再交付申請書：《様式第13》 P 40
- 登録証（汚し、損じた場合のみ）
- 誓約書（紛失した場合のみ）（例示5） P 33
- 手数料 2, 200円

6 廃止届（廃止届の提出は郵送により行うことができます。）

電気工事業を廃止（営業所が大阪府から他府県に移転）したときは、廃止した日から30日以内に廃止の届出をしなければなりません。

- 電気工事業廃止届出書：《様式第12》 P 41
- 登録証 ※紛失の場合は、発見時には返納する旨の誓約書（例示5） P 33を添付してください。
- 送り先は、P3を参照してください。

7 電気工事業者登録簿の謄本交付又は閲覧の請求

電気工事業者に限らず、誰でも登録簿謄本の交付又は閲覧を請求することができます。ただし、廃止した（有効期限を超過した者を含む）事業者は登録簿から削除しています。そのため、請求できない可能性がございますので窓口にご相談ください。

- 登録電気工事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書：《様式第14》 P 46
- 手数料
閲覧（一回）：440円
交付（一通）：600円

8 登録行政庁の変更

大阪府以外にも営業所を設置する場合は、登録事務の所管が大阪府知事から経済産業大臣又は経済産業省産業保安監督部長に変更となります。

経済産業大臣等への手続き後、大阪府へ登録行政庁変更届を提出していただくことになります。

- 登録行政庁変更届出書：《様式第5》 P 45
- 大阪府知事の登録証
- 産業保安監督部長又は経済産業大臣の登録証の写し

《みなし登録電気工事業者》

1 電気工事業開始届

建設業法の規定により許可を受けた建設業者が、電気工事業（自家用電気工事のみに係る電気工事業を除く）を開始した場合は、遅滞なくその旨を届出なければなりません。

◎ みなし登録電気工事業者の場合、手数料はすべて不要です。

◎ 申請書類は2部提出してください。（1部は控えとして届出番号等記載のうえお渡しします）

(1) 個人の場合

申請者が主任電気工事士の要件を満たす場合 P9参照	主任電気工事士を雇用する場合
・ 開始届出書 《様式第18》 P 42	・ 開始届出書 《様式第18》 P 42
・ 誓約書（例示1） P 29	・ 誓約書（例示1） P 29
<p>< 第一種電気工事士免状の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種電気工事士免状の写し（講習受講記録を含む*1） <p>< 第二種電気工事士免状の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種電気工事士免状の写し ・ 主任電気工事士等実務経験証明書（例示3） P 31 * 3年以上の実務経験 （・ 認定電気工事従事者認定証の写し*2） 	<p>< 第一種電気工事士免状の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種電気工事士免状の写し（講習受講記録を含む*1） <p>< 第二種電気工事士免状の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種電気工事士免状の写し ・ 主任電気工事士等実務経験証明書（例示3） P 31 * 3年以上の実務経験 （・ 認定電気工事従事者認定証の写し*2）
_____	・ 主任電気工事士の雇用(在職)証明書（例示4） P 32
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業の許可通知書の写し ※建設業許可通知書に記載された所在地と本店(社)の所在地が異なる場合は住民票等の写しが必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業の許可通知書の写し ※建設業許可通知書に記載された所在地と本店(社)の所在地が異なる場合は住民票等の写しが必要です

(2) 法人の場合

申請者が主任電気工事士の要件を満たす場合 P9参照	主任電気工事士を雇用する場合 又は主任電気工事士が役員である場合
・ 開始届出書 《様式第18》 P 42	・ 開始届出書 《様式第18》 P 42
・ 誓約書（例示2） P 30	・ 誓約書（例示2） P 30
<p>< 第一種電気工事士免状の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種電気工事士免状の写し（講習受講記録を含む*1） <p>< 第二種電気工事士免状の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種電気工事士免状の写し ・ 主任電気工事士等実務経験証明書（例示3） P 31 * 3年以上の実務経験 （・ 認定電気工事従事者認定証の写し*2） 	<p>< 第一種電気工事士免状の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種電気工事士免状の写し（講習受講記録を含む*1） <p>< 第二種電気工事士免状の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種電気工事士免状の写し ・ 主任電気工事士等実務経験証明書（例示3） P 31 * 3年以上の実務経験 （・ 認定電気工事従事者認定証の写し*2）
_____	・ 主任電気工事士の雇用(在職)証明書（例示4） P 32
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業の許可通知書の写し ※建設業許可通知書に記載された所在地と本店(社)の所在地が異なる場合は登記事項証明書等の写しが必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業の許可通知書の写し ※建設業許可通知書に記載された所在地と本店(社)の所在地が異なる場合は登記事項証明書等の写しが必要です

※1主任電気工事士等が第一種電気工事士で講習を受講していない場合、登録できないことがあります。

※2主任電気工事士が第二種電気工事士で認定電気工事従事者認定証を取得されている場合は、認定証のコピーを添付することで600V以下の自家用電気工作物の作業を行うことができます。

2 届出事項の変更届（電気工事業に係る変更届）

みなし登録電気工事業者は電気工事業法の規定の適用を受けるため、届出書の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく（変更のあった日から30日以内）次表による変更の届出をしなければなりません。なお、主任電気工事士の選任は2週間以内に行うこととなっています。

◎申請書類……電気工事業に係る変更届出書：《様式第19》 P 43 と下記添付書類

◎みなし登録電気工事業者の場合、手数料はすべて不要です。

◎申請書類は2部提出してください。（1部は控えとして、受付印を押印のうえお渡しします）

【届出事項変更届一覧】

	変更内容	必要な添付書類
1	申請者の氏名（個人）又は名称（法人）の変更 *（有）⇔（株）の組織変更も対象	・建設業許可の変更届出書の写し
2	法人の代表者の変更	・誓約書（例示2）P 30 ・建設業許可の変更届出書の写し
3	申請者の住所（個人）又は本店（社）所在地※（法人）の変更 ※登記簿上の所在地	・建設業許可の変更届出書の写し ※建設業許可通知書に記載された所在地と本店（社）の所在地が異なる場合は、以下の書類が必要です <個人の場合> 住民票の写し等、変更前後の内容が確認できる書類 <法人の場合> 登記事項証明書等の写し
4	営業所の所在地の変更	・建設業許可の変更届出書の写し
5	営業所の名称の変更	・建設業許可の変更届出書の写し
6	行う電気工事の種類の変更	・主任電気工事士等の免状の写し （第一種電気工事士の場合、講習受講記録を含む※ ¹ ） （・認定電気工事従事者認定証の写し※ ² ）
7	主任電気工事士等の免状の種類の変更	・主任電気工事士等の免状の写し （第一種電気工事士の場合、講習受講記録を含む※ ¹ ）
8	主任電気工事士等の変更	・誓約書（個人の場合：例示1）P 29 （法人の場合：例示2）P 30 <主任電気工事士が第一種電気工事士の場合> ・第一種電気工事士免状の写し （講習受講記録を含む※ ¹ ） <主任電気工事士が第二種電気工事士の場合> ・第二種電気工事士免状の写し ・主任電気工事士等実務経験証明書 （例示3）P 31 *3年以上の実務経験 （・認定電気工事従事者認定証の写し※ ² ） <主任電気工事士が役員の場合又は雇用している場合> ・主任電気工事士の雇用（在職）証明書（例示4）P 32
9	1）建設業許可の更新 2）建設業許可の変更 ・一般建設業⇒特定建設業 ・大阪府知事⇒国土交通大臣	・建設業の許可通知書の写し ・主任電気工事士等の免状の写し （第一種電気工事士の場合、講習受講記録を含む※ ¹ ） （・認定電気工事従事者認定証の写し※ ³ ）

※1主任電気工事士等が第一種電気工事士で講習を受講していない場合、登録できないことがあります。

※2主任電気工事士が認定電気工事従事者認定証を取得され、600V以下の自家用電気工作物の作業を行うことを希望される場合は、「6. 行う電気工事の種類の変更」の手続きをしてください。

※3認定電気工事従事者認定証にて自家用電気工作物の作業を行う場合は、認定証の写しの添付が必要です。

3 廃止届（廃止届の提出は郵送により行うことができます。）

建設業法の規定により許可を受けた建設業者が、電気工事業（自家用電気工事のみに係る電気工事業を除く）を廃止した場合は遅滞なく届出をしなければなりません。

- 電気工事業廃止届出書：《様式第20》 P 44
- 送り先はP3を参照してください。

4 みなし登録電気工事業者に関する証明

みなし登録電気工事業者の方で、開始届、変更届の内容の証明が必要な場合、証明願により証明書を発行します。

- 電気工事業の届出に関する証明願 P 46
- 手数料 一通 500円

《通知電気工事業者・みなし通知電気工事業者》

1 自家用電気工作物のみに係る電気工事業の開始通知

自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営もうとする者（建設業法に基づく許可を受けている者を除く。）は、事業を開始しようとする日の10日前までに、その旨を通知しなければなりません。（通知電気工事業者）

また、建設業法に基づく許可を受けた建設業者が自家用電気工作物のみに係る電気工事業を開始した場合は、遅滞なくその旨を通知しなければなりません。（みなし通知電気工事業者）

◎通知・みなし通知電気工事業者の場合、手数料は全て不要です。

◎申請書類は2部提出してください。（1部は控えとして通知番号等記載のうえお渡しします）

【通知に必要な書類】

通知電気工事業者	みなし通知電気工事業者
<ul style="list-style-type: none"> 電気工事業開始通知書 《様式第14の2（第10条の2）》 	<ul style="list-style-type: none"> 電気工事業開始通知書 《様式第21（第26条）》
<ul style="list-style-type: none"> 誓約書（個人の場合：通知用例示1） （法人の場合：通知用例示2） 	<ul style="list-style-type: none"> 誓約書（個人の場合：通知用例示1） （法人の場合：通知用例示2）
※法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書（3カ月以内） 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業の許可通知書の写し

2 通知事項の変更通知

通知に係る事項に変更が生じた場合、その旨を通知する必要があります。

通知電気工事業者の場合は、通知事項変更通知書《様式第14の4（第10条の4）》

みなし通知電気工事業者の場合は、電気工事業に係る変更通知書《様式第22（第27条）》に次の書類を添付して提出してください。

◎ 申請書類は2部提出してください。（1部は控えとして、受付印を押印のうえお渡しします）

【通知事項変更通知・電気工事業に係る変更通知一覧】

変更内容	必要な添付書類
通知者の氏名（個人）又は名称（法人）の変更	<個人の場合> ・戸籍抄本の写し、住民票の写し等、変更前後の内容が確認できる書類 <法人の場合> ・登記事項証明書等の写し ※みなし通知にあたっては、建設業許可の変更届出書の写し
法人の代表者の変更	・誓約書（通知用例示2） ・建設業許可の変更届出書の写し ※みなし通知のみ
役員の変更 （通知業者のみ）	・誓約書（通知用例示2） ・登記事項証明書の写し ※通知のみ
通知者の住所（個人）又は本店（社）所在地※（法人）の変更 ※登記簿上の所在地	・添付書類不要
営業所の所在地の変更	・建設業許可の変更届出書の写し ※みなし通知のみ
建設業許可の更新 ※みなし通知のみ	・建設業の許可通知書の写し

3 通知事項の廃止通知（廃止通知の提出は郵送により行うことができます。）

通知電気事業者が電気事業を廃止した時は、遅滞なく電気事業廃止通知書《様式第14の5（第10条の5）》により通知しなければなりません。

＜通知電気事業者＞

- 電気事業廃止通知書 《様式第14の5（第10条の5）》

＜みなし通知電気事業者＞

- 電気事業廃止通知書 《様式第23（第27条）》
- 送り先はP3を参照してください。

4 通知電気事業者・みなし通知電気事業者に関する証明

通知電気事業者、みなし通知電気事業者の方で、開始通知、変更通知の内容の証明が必要な場合、証明願により証明書を発行します。

- 電気事業の通知等に関する証明願
- 手数料 一通 500円

Ⅲ Q & A コーナー

電気工事業法関係

Q1 電気工事業に係る各種手続きの窓口はどこですか。

平成28年4月1日から、「大阪府電気工事工業組合免状交付・業登録センター」（大阪市北区本庄東2丁目3番38号大阪府電気工事技術会館2F ☎06-6225-8192）が窓口となっています。詳細については、こちらまでお問い合わせください。

窓口受付時間（9：30～12：00、13：00～17：00）

※申請窓口変更のお知らせ

令和8年4月1日からは新しい窓口となります。
新しい窓口については、以下の大阪府ホームページをご確認ください。
https://www.pref.osaka.lg.jp/o020100/hoantaisaku/dennki_sinsei/index.html

Q2 個人で登録を受けて電気工事業を営んでいるが、このたび法人を設立して電気工事業を営むことになりました。どのような手続きが必要ですか。

登録電気工事業者の場合は変更届・承継届を提出してください。（手続き方法は、P15及びP16を参照。）

ただし、みなし登録電気工事業者、通知電気工事業者、みなし通知電気工事業者の場合は、承継の手続きはできませんので、「電気工事業者廃止届出（通知）書」と新たな「電気工事業開始届出（通知）書」を提出してください。

Q3 第二種電気工事士免状の交付を受けており、今回、一人で電気工事業を営みたいと考えているが可能ですか。

登録電気工事業者又はみなし登録電気工事業者は、一般用電気工事の業務を行う営業所ごとに、一般用電気工事の作業を管理させるため主任電気工事士を置かなければなりません。この主任電気工事士は、次のどちらかに該当する必要があります。

- ① 第一種電気工事士免状の交付を受けている方
- ② 第二種電気工事士免状の交付を受けた後、登録電気工事業者又はみなし登録電気工事業者等のもとで3年以上、電気工事に従事された方

ご質問のケースにおいて、ご本人が上記②に該当しない場合は、ご自身が主任電気工事士となって一般用電気工事にかかる電気工事業を営むことはできません。

Q4 登録電気工事業者として登録を受けていたが、5年ごとの更新登録の手続きを忘れてしまい、その有効期限が過ぎてしまいました。手続きはどうなりますか。

直ちに新規登録申請を行ってください。「登録電気工事業者」等でなければ、電気工事業はできません。（手続き方法はP13を参照。）

Q5 大阪府内に営業所を増設しましたが、何か手続きが必要ですか。

営業所の増設をした時、その営業所が一般用電気工作物等に係る電気工事を行う営業所の場合、主任電気工事士を新たに選任（兼任は不可）する必要があります。また、電気工事の種類に応じ、法令で定める器具や帳簿を備える必要があります。

これらの要件を満たした上で、変更届を提出いただくことになります。

なお、大阪府以外に営業所を増設する場合は、登録等の事務所管が大阪府知事から中部近畿産業保安監督部長又は経済産業大臣に変更となります。

Q6 登録電気工事業者の登録をしているが、有効期限を過ぎた場合でも、廃止届は必要ですか。

登録電気工事業者（みなし登録電気工事業者は除く）が、有効期限を超過した場合は、大阪府で廃止とみなして登録簿から消除しますので、廃止届の提出は必要ありません。

建設業法と電気工事業法

Q1 電気工事業の登録をしていますが、今回、建設業許可を受けました。何か新たな手続きが必要ですか。

登録電気工事業者が建設業許可（以下、単に「建設業許可」といいます。）を受けられた時点で、「登録電気工事業者」から「みなし登録電気工事業者」となります。遅滞なく電気工事業開始届出書を提出してください。その際は、登録電気工事業者の廃止届出書と併せて提出してください。（手続き方法はP17、18を参照。）

また、「通知電気工事業者」が建設業許可を受けたときは、「みなし通知電気工事業者」となります。遅滞なく電気工事業開始通知書を提出してください。その際は「開始通知」にかかる廃止通知書と併せて提出してください。（手続き方法はP21、22を参照。）

Q2 みなし登録電気工事業者の届出を行っており、この度、建設業許可の更新を行いましたが、電気工事業法上、何か手続きが必要ですか。

建設業許可を更新した場合には、遅滞なく「電気工事業に係る変更届出書」により届け出てください。（手続き方法はP19を参照。）

Q3 みなし登録電気工事業者が建設業許可の更新を行わなかった場合、電気工事業開始届の効力はなくなりますか。

建設業許可の有効期限が切れた時点で、「みなし登録電気工事業者」ではなくなり引き続き電気工事業はできません。

電気工事業を行う場合には、再度、建設業許可を受けて、「みなし登録電気工事業者」として、新たに「電気工事業開始届出書」を提出するか、建設業許可を受けない場合には、登録電気工事業者登録申請を行う必要があります。

また、いずれの場合も、期限切れとなった「みなし登録電気工事業者」の廃止届出書を提出してください。

電気工事士免状関係

Q1 電気工事士免状に係る各種手続きの窓口はどこですか。

平成28年4月1日から、「大阪府電気工事工業組合免状交付・業登録センター」（大阪市北区本庄東2丁目3番38号大阪府電気工事技術会館2F ☎06-6225-8192）が窓口となっています。詳細については、こちらまでお問い合わせください。

窓口受付時間（9：30～12：00、13：00～17：00）

※申請窓口変更のお知らせ

令和8年4月1日からは新しい窓口となります。

新しい窓口については、以下の大阪府ホームページをご確認ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o020100/hoantaisaku/dennki_sinsei/index.html

Q2 第一種、第二種電気工事士制度ができる以前に取得した「電気工事士免状」を持っているが、切り替えなどの手続きが必要ですか。

昭和63年以前に交付された「電気工事士免状」は、「第二種電気工事士免状」とみなすと、電気工事士法〔附則（昭和62年9月1日法律第84号）第3条〕に規定があります。切り替えなどの手続きの必要はありません。

Q3 電気工事士免状（第一種又は第二種）を取得しており、この度、転居して住所を変更しました。何か手続きが必要ですか。

住所変更に伴う都道府県知事に対する手続きは必要ありません。ご自身で免状裏面の住所欄に新住所を記入してください。

Q4 電気工事士の試験のことはどちらに問い合わせればよいですか。

電気工事士の試験に関する問い合わせについては下記の試験実施機関にお問い合わせください。

〔電気工事士の試験に関する連絡先〕
一般財団法人 電気技術者試験センター ☎03-3552-7691
〒104-8584
東京都中央区八丁堀2-9-1 RBM東八重洲ビル8階

Q5 第一種電気工事士の定期講習の受講に関しては、どのように受講すればよいですか。

平成25年度から電気工事士法施行規則の一部改正により受講方法が変わり、複数の団体・企業が行う講習をご自分で選択して受講する制度となりました。

なお、講習制度の詳細につきましては、経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課（☎03-3501-1742）までお問い合わせください。

共通項目

Q1 申請書の押印は廃止になりましたが、実務経験証明書には、引き続き押印が必要となっている理由を教えてください。

今回の押印廃止対象は、申請者本人が行政機関に提出する書類のみとなりますので、民間企業等の第三者に実務経験を証明してもらう書類の押印は、引き続き必要です。

Ⅳ 申請書類について

記入上の注意

- ・ 住所及び氏名は、住民票もしくは登記事項証明書通りに記入してください。
- ・ 住所と営業所が異なる場合、住所には住民票所在地を記載し、所在の場所（所在地）には、営業所の所在地を記載してください。
- ・ 申請書類の印は、個人の場合は認印、法人の場合は代表者印を使用してください。

その他の注意事項

- ・ 申請書類は、正副2部を提出して下さい。（副に受付印を押してお返しします）
- ・ 登録証は申請後、審査のうえ約2週間で郵送します。

登録等に係る手数料一覧

登録等に係る手数料は、次表のとおりです。

区 分	手 数 料	区 分	手 数 料
新 規 登 録	22,000円	登 録 簿 閲 覧	1回 440円
更 新 登 録	12,000円	登 録 簿 交 付	1通 600円
変 更 届（有 料 分）	2,200円	証 明 願	1通 500円
再 交 付	2,200円		

【参考】

電気工事士免状申請等に係る手数料一覧

電気工事士免状申請等に係る手数料は、次表のとおりです。

区 分	手 数 料
第 一 種 電 気 工 事 士 免 状 の 交 付	6,000円
第 二 種 電 気 工 事 士 免 状 の 交 付	5,300円
免 状 の 再 交 付	2,700円
免 状 の 書 換	2,700円